第三千百二十五号

平成二十一年八月十九日

障害福祉サービス事業者の指定..... 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定...... 家畜伝染病の発生...... 生活保護法による指定医療機関の休止の届出..... 告 目 示 次 (畜 (障害福祉課) ... 政健 同 産 課 :

建設業者の許可の取消し...... 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告..... 公 告 県東 文 ! 化生 :

同 :

> 三. \equiv

教育委員会

右

同

右

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示..... (学校施設課)

三.

告

示

青森県告示第五百四十九号

(定医療機関から休止した旨の届出があったので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、次の指 同法第五十五条の二第二号の規定に

より告示する。

平成二十一年八月十九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

会療法人聖誠 名 事 称 業 一五一 弘前市大字新町 の所在地を開発が 者 護ステーションオリーブ訪問看 名 事 称 業 町一六弘前市大字鷹匠 所 在 所 地 三平 ・成 三 三 年休 月 日止

青森県告示第五百五十号

号の規定により公示する。 自立支援医療機関 (精神通院医療) を次のとおり指定したので、同法第六十九条第 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、

平成二十一年八月十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

五所川原市字鎌谷町一六三の三	青紫市大学笥井字(ソ喬一四)5万~5万~5万~5万~5万~5万~5万~5万~5万~5万~5万~5万~5万~5
	地

青森県告示第五百五十一号

規定により公示する。 次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、

平成二十一年八月十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

人信 信 和 会 法	タポ活特 ー 虹 センサ ンサ利	i 楽活特 k 郷動定 i h 法 i 人 b 農利	人誠友会 法 会祖 法	人誠友会 法 会祖 法	名称	事指 業定 着 害
屋三六の五〇 字市野沢字山陣 八戸市南郷区大	の二三 木字外久保三一 八戸市大字田面	ー 島字小山三七の 十和田市大字藤	六三 町向山二の一二 上北郡おいらせ	六三 町向山二の一二 上北郡おいらせ	所の所在地 主たる事務	害福祉サービス
支就 援労 移 行	サ児 単 ー ビ ス イ	支就 援労 B 継 型続	援共 助 生活	支就 援労 A継 型続	類し	ナ障 害 ご福 ス祉
戸 東 ピアハ ハ	I が I はと	ス 主 楽活特 の は は れ は も し ま ま に ま も し ま れ は し ま れ は し ま れ は し ま れ は し ま れ は し は れ は も し も に も る に も る に も る に る 。 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 。 る 。 る 。 る 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	木崎野の家	の里 あぐり	名称	事業福祉サー
二九の一 田字松山中野場 川戸市大字新井	七の一大池一一八戸市大字尻内	 一 島字小山三七の 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	三沢市栄町三丁	八四 町向山二の一六 六	所 在 地	ザー ビスを行う
"	"	11	"	三平 ・成 ・ 一	年月日	指 定

青森県告示第五百五十二号

家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第十三条第一項の規定により

平成二十一年八月十九日

青森県知事 \equiv 村 申

ヨー ネ病	病 家 畜 伝 類 染	
#	種家 畜 類の	
患畜	患畜 の 別似	
_	頭数	
上北郡七戸町	発生の場所又は区域	
三・ル・三	年発 月 日生	

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成二十一年八月十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

申請のあった年月日

平成二十一年八月五日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

=

特定非営利活動法人SENA&HEART

Ξ 代表者の氏名

小田桐 貴子

主たる事務所の所在地

四

弘前市大字大沢字稲元二〇の二

五 定款に記載された目的

ιį

この法人は、人と犬との共存社会の構築のために、ドッグランに関する事業を行

動物愛護に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成二十一年八月十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

申請のあった年月日 平成二十一年八月六日

Ξ 代表者の氏名 特定非営利活動法人青森県太陽光熱利用研究会 申請に係る特定非営利活動法人の名称

兀 小山内 高雄

主たる事務所の所在地

弘前市大字土堂字長瀬二五二の二

五 定款に記載された目的

促進に努めることにより、地域社会の更なる調和と連携を目指すと共に、地域で暮 うに支援する事業を行い、 らす人々に対して、豊かな自然環境の中で文化的かつ安らぎのある生活が送れるよ この法人は、自然環境を守り二酸化炭素削減のため、グリーンエネルギーの普及 活力ある地域社会の実現に寄与する事を目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十一年八月十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 ノームハウス株式会社

代表者の氏名 小林 慶二郎

主たる営業所の所在地 青森市本町二丁目 の 五

Ξ

兀

五

許可番号 青森県知事許可 (般 一九)第一一八九九号

取消年月日 平成二十一年七月二十一日

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七 1) 確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十一年七月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

(

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年八月十九日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 株式会社コスモエンジニアリング

代表者の氏名 葛西 裕三郎

主たる営業所の所在地 青森市大字大野字若宮六四

許可番号 青森県知事許可 (般 一七)第一一七五 号

兀 Ξ _

取消年月日 平成二十一年七月二十二日

取消しに係る建設業の許可

六 五

とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十八年十二月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

育 委 員

教

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成二十一年八月十九日

村

充

治

青森県教育委員会教育長 田

物品等の名称及び数量

青森丸重油供給単価契約

式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課

青森市新町二丁目三の

Ξ 契約の方法

一般競争入札

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

兀 七 六 五 方としたものである。 入札の公告を行った日 契約の相手方を決定した手続 契約金額 契約の相手方の名称及び住所 平成二十一年八月七日 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手 契約の相手方を決定した日 平成二十一年六月二十四日 八戸市柏崎六丁目三〇の二七 太洋石油株式会社 ーキロリットル 五万九千八百五十円